

地域包括支援センター
介護サービス事業者（認定申請代行業者） 各位

介護保険課長 都築 保裕

第2号被保険者（40歳から64歳）の医療保険加入確認方法変更について

日頃から介護保険事業の運営に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

要介護認定申請における第2号被保険者（40歳から64歳）の医療保険加入確認方法として、これまで健康保険証の写しの提出をお願いしていました。令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行することから、医療保険加入確認方法を以下のとおりにします。

●被保険者本人による申請

次の1～3のいずれかをご用意ください。

- 1 マイナ保険証とマイナポータル「医療保険の資格情報画面」の提示
- 2 医療保険者の発行する「資格情報のお知らせ」の写しの添付
- 3 医療保険者の発行する「資格確認書」の写しの添付

●代理人（申請代行者）による申請 ・ 郵送申請

次の1・2のいずれかをご用意ください。

- 1 医療保険者の発行する「資格情報のお知らせ」の写しの添付
- 2 医療保険者の発行する「資格確認書」の写しの添付

※ 現行の健康保険証が利用可能な令和7年12月1日まで（健康保険証の有効期限が令和7年12月1日以前の場合はそれ以前まで）は、健康保険証を使用できます。

※ 医療保険加入確認書類のご用意が難しい場合は、要介護認定・要支援認定申請書にマイナンバーを記入いただき、本人のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、マイナンバーの記載がある住民票等の写し等）の添付をいただければ、医療保険加入確認書類の添付は不要です。

※ 要介護認定申請書様式を一部改正（添付書類についての説明加筆）したものを、豊田市ホームページ上に掲載しました。旧様式にて提出があった場合も当分の間、使用することができることにします。

豊田市役所 福祉部 介護保険課

【認定申請に関する問合せ】

◎認定事務係（委託業者）

電話（0565）34-6911[直通] FAX（0565）85-7209

【当通知に関する問合せ】

◎認定担当 西山、成田

電話（0565）34-6961[直通] FAX（0565）34-6034